111

用し

住宅の耐震化

震診断・耐震改修に対する補助を行っています。4月からは対象がさらに広がりました。 被害が起きています。地震の際に建物の倒壊による被害を軽減させるため、市では、住宅の耐 多くの尊い命が失われた「東日本大震災」や「熊本地震」など近年、日本各地で地震による甚大な

は、自分や大切な人の命を守るこ 倒壊による被害を軽減させること づくりに取り組んでいます。 の耐震化を図り、災害に強いまち に沿って住宅をはじめとする建物 耐震化を進め、災害時の建物の 市では、「耐震改修促進計画」 安心・安全な暮らしを 建物の耐震化で

とにつながります。

模のマグニチュード9・0を記録 状況)。また、平成28年に発生し る被害が発生しました。 壊した建物は12万棟以上に上りま 大震災では、国内観測史上最大規 建物の倒壊や家具の転倒などによ 行方不明者2、500人以上、倒 し、死者1万9、000人以上、 た熊本地震、鳥取県中部地震でも、 した(平成29年3月時点における 平成23年3月に発生した東日本

> city.narita.chiba.jp/sisei/ 課ホームページ(http://www. sosiki/kenchiku/std0011.html) 築住宅課(市役所5階)のほか、同 なお、耐震改修促進計画は、

まずは相談を あなたの自宅は大丈夫? からも見ることができます。

手順などを説明します。 資格を持つ相談員が、住宅の耐震 談会を実施しています。建築士の 性についての疑問に答え、工事の 市では月1回、住宅無料耐震相

日時=7月15日出、8月2日休、

9月2日田午前9時~正午、

内容=建物の耐震性や耐震診断 会場=市役所5階501会議室 耐震改修の工法などの相談(ー 午後1時~4時

人当たり1時間程度)

依頼する必要があります。

対象=一戸建て住宅または併用住 ている人 を市内に所有し、自らが居住し の1以上のもの)、マンション 宅(居住部分が総床面積の2分

持ち物=図面(持っていない人は 定員=各6人(先着順

簡単な間取り図

申込方法=各開催日の2日前まで に建築住宅課(☎20-1564)

対象が拡大 耐震診断・耐震改修などの

となりました。 木造の一戸建て住宅が新たに対象 宅または併用住宅や、3階以上の コンクリート造などの一戸建て住 戸建て住宅に加え、鉄骨造、鉄筋 月からは対象が広がりました。 費用の一部を補助しています。4 震改修などを受ける場合に、その これまでの2階以下の木造の一 市では、皆さんが耐震診断・耐

耐震診断など 予備診断が対象に加えられました。 易な現地調査などを行ったりする 建物の手続き状況を確認したり簡 また、マンションについては、

れている住宅耐震診断士に診断を 補助を受けるには、市に登録さ

> けられませんので、注意してくだ に診断を行った場合は、交付を受 してください。補助金交付決定前 必ず依頼前に建築住宅課へ申請

申請期限=12月28日末

○木造の一戸建て住宅または併用 対象となる住宅=次のいずれかに 当てはまるもの

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造な どの一戸建て住宅または併用住 住宅(居住部分が総床面積の2 分の1以上のもの)

○地上階数が3以上のマンション 5月31日以前に着工されたもの の1以上のもの)で、昭和56年 宅(居住部分が総床面積の2分 工されたもの で、昭和56年5月31日以前に着

○対象となる住宅を市内に所有し 申請できる人=次の全てに当ては まる人

○過去にこの制度による補助金の ○市に住民記録がある人 交付を受けていない人

居住する人

補助金の額(1、000円未満は

○市税を完納している人

耐震診断に要する費用のうち、 一戸建て住宅または併用住宅・

10万円

支払った額の3分の2(上限は

費用のうち、住宅耐震診断士に

工事監理を依頼する必要がありま れている住宅耐震診断士に設計・ 補助を受けるには、市に登録さ

申請期限=10月31日火 場合は、交付を受けられませんの してください。補助金交付決定前 で、注意してください。 に耐震改修の設計・工事を行った 必ず依頼前に建築住宅課へ申請

対象となる住宅=次のいずれかに 当てはまり、建築基準法の規定 に抵触していないもの

分の1以上のもの

○マンション…予備診断に要する

3分の2(上限は8万円)

住宅耐震診断士に支払った額の

た業者に施行を依頼する場合

交付を受けていない人

○過去にこの制度による補助金の ○市に住民記録がある人 申請できる人=次の全てに当ては まる人

○木造の一戸建て住宅または併用 住宅(居住部分が総床面積の2

対象となる工事=耐震診断の結果 ○鉄骨造、鉄筋コンクリート造な 5月31日以前に着工されたもの の1以上のもの)で、昭和56年 宅(居住部分が総床面積の2分 どの一戸建て住宅または併用住

修に係る住宅の建設工事を行っ 事で、建設業法第3条第1項の のを1・0以上とするための工 上部構造評点が1・0未満のも 許可を受けた業者または耐震改

限は50万円)

補助金の額(1、000円未満は ○市税を完納している人 切り捨て)

○工事費補助…高齢者などが居住 ○設計費・工事監理費補助…設計 場合は、工事費の3分の1(上 費と工事監理費の合計額の3分 1(上限は70万円)。それ以外の である場合は、工事費の2分の し、世帯全員の市民税が非課税 の1(上限は10万円)

※市に登録を受けている住宅耐震 簿」で確認できます。 くわしく ml)にある「住宅耐震診断士名 siki/kenchiku/std0026.ht city.narita.chiba.jp/sisei/sc 課ホームページ (http://www 診断士は建築住宅課または同 は同課(22-1564)へ。

住宅耐震診断士を 募集しています

市では、住宅の耐震診断・改修や ョンの予備診断を行い、 震診断士を募集します。

応募資格=次の全てに当てはまるこ

- ○建築士の資格を持っている
- ○建築士法の規定に基づき登録を受
- 修了した

応募方法=建築住宅課にある申請 に必要書類を添付し、 する

※くわしくは同課(☎20-1564)へ。

